

瑞穂監第41号
平成27年2月12日

瑞穂市長
堀 孝 正 様

瑞穂市議会議長
若 園 五 朗 様

瑞穂市教育委員会委員長
河 合 和 義 様

瑞穂市代表監査委員 井 上 和 子

瑞穂市監査委員 広 瀬 武 雄

定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、「南小学校」の定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

「南小学校」における平成26年4月1日から平成26年10月末日までの財務に関する事務の執行と、重点項目として「需用費、備品購入費」についての監査を行った。

南小学校は、教育委員会の学校教育課に属し、校長以下教諭、事務職員合わせて29名体制で学校を運営している。監査の実施日時時点で6学年合わせて18クラス、児童数506名となっている。また、南小学校では、通級による指導が行われている。

2 監査の実施日

平成26年12月4日（木）

3 実施した監査手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行については、学校教育課及び教育総務課から提出された資料を基に担当課から、学校の現状と課題及び施設管理については、現地にて学校長等からそれぞれ説明を求めるとともに、保健室、理科準備室、学校図書館の状況等の確認も含め通常実施すべき監査手続を実施した。

第2 監査の結果と意見

1 財務について

財務の執行は、南小学校が執行するもの以外に、学校教育課、教育総務課がそれぞれ執行するものがある。教育委員会から提出を受けた資料によると、南小学校の管理運営費及び教育振興費は次のとおりであり、財務の事務は概ね適正に執行されているものと認められた。

平成26年10月末現在

科目	予算額(円)	執行済額(円)	比率(%)
管理運営費	15,805,000	7,722,010	48.9
教育振興費	2,496,000	1,633,779	65.5

2 物品管理について

瑞穂市会計規則第88条には、「収支等命令者は、毎年度1回以上その管理する物品(消耗品を除く。)を、財務会計システムにより記録管理するために作成された一覧表と照合しなければならない。」との定めがある。

一覧表を確認したところ、当年度は、学校図書、教卓、配膳台、シェーズラックが登録されていた。関係書類として提供を受けた資料に、これらの物品の現有数が記載されていたため照合したところ、一部において、一覧表に登録されている数量と、実際に保有している数量に差異が生じていた。

物品の現有数が一覧表の登録数と一致していないため、一覧表が意味

を成していない。照合方法は検討中とのことであるので、早急に検討結果をとりまとめ、照合を実施するべきである。

なお、年1回の照合の徹底については、平成22年度の包括外部監査においても指摘されているところである。措置を講じた旨の通知を受けたが、市全体では徹底されていないようであるため、実行力のある対策を講じていただきたい。

3 個人情報（USBメモリ等）の管理について

新聞記事によると、県内の公立小中高校が生徒の個人情報を紛失した事案は、当年度5件発生しており、個人情報の入ったUSBメモリを紛失した教諭が戒告処分を受けるなどしている。

南小学校においてUSBメモリの購入があったため、その管理状況について確認を行ったところ、USBメモリはダイヤル式の金庫の中に保管されていたが、その金庫は日中、開いたままとなっていた。

金庫が施錠されていないということは、中の物品を持ち出そうとすれば、いつでも持ち出し得る状態にあるといえる。この点について学校側は、常に教員が在室しているため問題はないとの認識であるようだが、紛失する可能性が無いとはいえない。

別の新聞記事では、「県教育委員会は個人情報管理のマニュアル、チェックリストを作成し、年内に各市町村の教育委員会に送付」と報道されていた。市内小中学校が個人情報を紛失することのないよう、マニュアルに従い、個人情報の管理を徹底していただきたい。

4 戸棚等の耐震化について

薬品棚や書棚は、文部科学省が作成した「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」において、学校が点検する項目として挙げられている。棚の移動・転倒防止対策のほか、収納物の飛び出し防止対策を講じることが望ましい等と解説されており、その耐震対策は重要である。

保健室の薬品棚は施錠可能であったが、鍵が壊れており、施錠してあっても扉が開く状態にあった。また、理科準備室の薬品棚及び図書室の書棚の一部に、転倒防止対策が講じられていなかった。

学校内にある戸棚等について、施錠及び転倒防止対策を講じるべきである。毎年、類似の指摘をしているため、監査の対象となった学校だけでなく、市内の全小中学校で対応を徹底していただきたい。

5 その他

学校教育総務費に、バス借上料として2,016,684円（24件）の支出があった。その中には、中学生が部活動で各種大会に参加する場合にバスを借り上げているものがあり、このうちの4件（432,000円）については、中学校側がその半額（216,000円）を、バス借上協力金として負担していた。

このバス借り上げに係る事務について質問したところ、根拠規定等はないが、教育目的であり、文書で決裁をとっていることから、借り上げることには問題はないと説明を受けた。

「瑞穂市教育振興事業補助金交付要綱」では、中学校体育連盟主催等の大会、各種大会等への派遣に要する経費が補助金交付の対象になると定めている。このことから類推すると、確かにバスを借り上げる事自体に問題はないと考えるが、担当者により判断が異なることなどがないように借り上げる基準、中学校側の負担する割合等を明確に定めていただきたい。

以上